

# コロナ禍ひとり親支援急務

## 養育費不払いで法改正検討

政府は一日「すべての女性が輝く社会づくり本部」の会合を官邸で開き、女性活躍に関する「重点方針2020」を決定した。女性の企業役員への登用や政治参画の低迷を受け「取り組みを一段と加速させることが喫緊の課題だ」と強調した。離婚後の養育費不払い問題を解消するため、法改正の検討を明記した。女性へのあらゆる暴力根絶に向け対策を強化する。

### 女性活躍重点方針

安倍晋三首相は会合で、養育費の不払い解消に向け「法改正の検討を始め、困難な状況にある女性にしっかりと支援を行う」と表明した。重点方針は、女性登用の必要性を経済団体などに周知し、登用が進まない要因を調査するとした。政治分野の障壁を把握するため、立候補者や議員にハラスメントの有無などをアンケートする。

母子家庭が貧困に陥る原因の一つに離婚相手の養育費不払いがある。公的機関による養育費の請求権を巡り外国の法制度を分析し、制度見直しに向け法改正を検討する。

女性への暴力根絶の取り組みも推進する。六月策定の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき三年間で再発防止や被害者支援、教育・啓発を集中的に行う。新型コロナウイルス感染拡大に伴い在宅の時間が増加。夫から妻への暴力の増加が問題となっており、二十四時間対応の電話やメールによる相談を実施する。

## 貧困率50%超増す厳しさ

政府が一日に決定した女性活躍の重点方針には「すべての女性が輝く」ための対策が並んだ。新型コロナウイルス感染拡大で暮らしが厳しさを増すひとり親世帯向けには、養育費の不払い解消に向けた法改正の検討を明記。女性登用や女性への暴力根絶に向けた取り組みも盛り込まれた。ただ、手付かずの課題が多く、今後の実効性が問われる内容だ。

(大野暢子)

### 逃げ得

「コロナの影響で収入が減り、食事を一日一回にしている人もいる」ひとり親を支援するNPO法人「しんげんまもろ」のふちらむの赤石衣子理事長は深刻な状況に

触れ、不払い解消に期待を寄せ、厚生労働省の二〇一六年調査では、ひとり親世帯の貧困率は50%を超えている。同省の別の調査では離婚した父親から養育費を受け取っている母子世帯は25%に満たない。「逃げ得」を防ぐため、



課題・懸念	利点
<ul style="list-style-type: none"> <li>理に即した不都合</li> <li>DVなど離婚には</li> <li>費用が下</li> <li>分らない</li> <li>の明不</li> <li>費明不</li> <li>育明不</li> <li>負担の低</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が時</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> <li>行政が</li> </ul>

政府内では複数の法改正案が浮上している。養育費の取り決めに協議離婚の成立要件にすることを検討。行政による養育費の一時立て替えや、給与天引きによる代理強制徴収も候補に挙がる。先行例として、兵庫県明石市は今年、全国初となる不払い養育費を五万円まで一時立て替える独自制度を導入する。

### 懸念

## 取り決め義務化や強制徴収案浮上

ただ、養育費を取り決めているのは、厚労省によると、母子世帯の四割程度にとどまる。相手に支払う意思や能力がないと判断する場合や、ドメスティックバ

イオレンス(DV)が起きている例もある。赤石氏は「取り決めが容易でないと認識で法改正をしないと、当事者の負担が増えかねない」と話す。

早稲田大学法学術院の棚村政行教授(家族法)は「立て替えるは早期支援につながるが、行政の財政負担が増え、支払い逃れを助長する懸念もある。強制徴収は、事前の取り決めや相手の支払い能力がないと実効性がない」とみる。

養育費の低さも課題だ。最高裁判所法務研修所は昨年、十六年ぶりに養育費の目安となる「算定表」を改定した。十四歳の子ども一人で養育費を払う親の給与収入が年五百万円、受け取る親が同二百万円の場合、目安は月四万一千六万円。ひとり親世帯の生活実態に合わないとの指摘は絶えない。

### 未達成

課題が残るのは養育費たけではない。安倍晋三首相は一日、「この七年間で新たに三百二十万人を超える

女性が就業し、上場企業の女性役員も二倍以上に増加した」と誇った。だが、二〇年に指導的地位の女性割合を30%にする政府目標は達成が困難な情勢だ。

内閣府によると、一九九の上場企業の女性役員割合は5.2%、省庁の課長級は5.3%にとどまる。重点方針は企業や自治体への働き掛け強化を掲げたが新たな施策はなかった。

コロナ禍で在宅時間が長くなり、増加が懸念されるDVの被害者支援も万全ではない。重点方針は、既に実施している二十四時間体制の電話相談や、メール相談の継続を明記したが、その先の支援は脆弱だ。被害者らを中長期的に受け入れる官民運営の「婦人保護施設」は、コロナ対策で医療・介護従事者らに支給される国の慰労金の対象外だ。